

## 令和4年第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 別館2階 講習室
3. 出席委員 10名  
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘  
齋藤英次 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 加悦雅浩
4. 欠席委員 2名  
太田桂子 宮本久美子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長  
議事録署名委員 齋藤委員 松下委員
6. 議 事
  - (1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第24号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 只今から令和4年第7回の総会を開催いたします。総会に入ります前に、本日は、太田、宮本委員2名がご欠席ですが、定数の過半数以上の出席を頂いていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせて頂きます。2会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本日は、元松市長からご講和を頂きました。今後も農業委員会と市幹部と対話をして行きたいと思えます。今総会で、三年間の農業委員、最適化推進委員としての任期も後一年となりました。皆様方の更なるご尽力を頂き、後一年、切磋琢磨しながらやって行きたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します

上村局長 ありがとうございます。続きまして3議長選出，宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは，本日の議長を務めさせていただきます。まず，議事録署名委員の指名ですが，議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは，齋藤委員さんと松下委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は，申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが，今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは，今月の議案審議をお願いします。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは，申請番号1番について，確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員 申請番号1番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題は無いと思います。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は約200mで，農業年数は40年，農機具を所有し，主たる作物は，米，たばこ，露地野菜になり，3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に，申

請番号2番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は約500mで、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。

田代委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、トマト、胡瓜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

中村委員 どうして今回の様な国の農地が残っているのか。

田代委員 基盤整備時の残地と思われるが，所有者がそのままの状態であった。今回地積調査の結果，国の農地として残っていることが判明した。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に，申請番号4番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号4番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は車で5分で，農業年数は50年，農機具を所有し，主たる作物は，水稻，野菜になり，3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に，申請番号5番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号5番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

- 事務局 申請番号 5 番について説明いたします。地図は 7 ページです。  
申請地までの通作距離は車で 5 分で、農業年数は 2 年、農機具を所有し、  
主たる作物は、豆、ブルーベリー、いちじくになり、3 条の要件は満た  
しているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意  
見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 5 番については承認致します。以上、議案  
第 2 2 号について 5 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。  
次に議案第 2 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」  
を議題といたします。申請番号 1 番について確認委員の中村委員から説  
明をお願いします。
- 中村委員 申請番号 1 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり  
でありました。特に問題はないものと思われます。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願い  
します。
- 事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 10 ページです。  
申請人は、宇城市松橋町で不動産業等を営む法人です。申請地は国道 5  
7 号線に近接しており、交通の便が良く、小学校や商店にも近いため、  
生活の上で利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、  
申請地は、都市計画用途地域内にあり、第 3 種農地となります。以上で  
す。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見  
はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということで申請番号 1 番については承認をいたします。次に  
申請番号 2 番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は11ページです。  
申請人は、住吉町で障害者支援施設を営む法人です。障害者支援施設では、住まいの場と日中活動の場を明確に分ける必要があります、日中活動における生産活動の場として施設敷地外の作業場が必要と考えて、建設場所を探していたところ、申請地は、既存施設に近く、利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、令和3年4月頃から作業場として使用しており、転用の手続きが必要であるとは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしとすることで申請番号2番については承認をいたします。次に申請番号3番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は12ページです。  
申請人は、上網田町に居住する個人で、現在両親と同居していますが、子どもの成長により手狭になってきたこと、父親との家業からの独立も考え、住宅を新築する計画をたてたところ、申請地は現在居住地である実家の道向かいの平坦地であるため、最適と思い、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基

本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしとすることで申請番号3番については承認をいたします。以上、議案第23号について3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第24号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。  
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。  
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。

15ページの63番から16ページの70番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。うち65番については新規の設定です。その他は現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。

71,72番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。

次に17ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が29,236㎡、普通畑の合計が6,040㎡、合計35,276㎡となっています。

次に18ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

第7回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が25万7,465.39㎡、所有権の移転は15,576㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

- 委員 異議なし。
- 境議長 異議なしですので、議案第24号について承認します。次に報告第8号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告いたします。20ページをお開きください。解約件数は4件、総合計は20筆で17,797.2㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借入人は議案書記載のとおりです。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。
- 委員 異議なし。
- 境議長 異議なしですので、報告第8号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。
- 事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。
- 鎌賀副会長 以上もちまして第7回農業委員会総会を閉会します。市長講和を含めまして長時間に渡りご審議頂き有難うございました。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 齋藤 英次 印

議事録署名人 松下 清史 印